

注意喚起（ミャンマーにおける震災支援活動）

1 先般、国際 NGO に所属する邦人が観光ビザでミャンマーに入国し、医療活動などの被災者支援活動を行っていたところ、当局から直ちにミャンマーから出国するよう警告を受けるという事案が発生しました。

2 ミャンマーにおいて滞在資格以外の活動を行った場合には、上記1のようなリスクがあることから、厳に控えてください。

3 今後、当地に渡航して被災者への支援活動を実施、または検討されている日本の NGO やボランティアなどの皆様におかれましては、事前に十分に情報収集を行うとともに、適切な在留資格、活動許可を取得の上で活動するようお願いいたします。

4 在ミャンマー日本国大使館では、上記に関する相談を受け付けています。相談がありましたら、下記の問い合わせ窓口までお問い合わせください。

■問い合わせ先：在ミャンマー日本国大使館 経済・開発協力班

メール：eco@yn.mofa.go.jp